



世界遺産マスタープラン検討住民会議からの提唱に同意！！

去る12月21日の荻町区大寄合に於いて、世界遺産マスタープラン検討住民会議座長の佐藤荻町区長及び事務局の和田より、同会議からの提唱案の説明を行いました。そして、本提唱案と膨大な付帯資料を、今後の村のマスタープラン策定や荻町区民が世界遺産の継承にむけて取り組む基盤として活用していくことに、拍手をもって同意をいただくに至りました。

荻町集落は、世界遺産としての合掌家屋と農山村の美しい景観に加え、世界遺産に今も住民が生活し、結の精神がそれらを支えているという大きな価値を有しています。そして、世界遺産は単独村として生きる住民に誇りと経済的な潤いを与える反面、観光客の増大や生活の変化が、世界遺産荻町集落の価値を低下させる事態となっています。そこで、危機的状况を脱し永続的な世界遺産の継承をめざすマスタープランの策定にむけて、何度も検討住民会議を重ねてきました。そして、多くの課題を討議し整理するなかで創り上げたのが、提唱の中核となる3つの方向性と7つの指針になります。また、これらは、昭和46年に制定され世界遺産に至る礎となつた「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」を遵守する立場から提唱されています。以下に、提唱の核となる、住民憲章及び荻町集落がめざす方向性と指針の部分を抜粋し掲載いたします。世界遺産を「守り、暮らし、活かし、つなぐ」前向きな取り組みを頑張ってください。 [文責: 和田]



[荻町区大寄り合いの様子]

た「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」を遵守する立場から提唱されています。以下に、提唱の核となる、住民憲章及び荻町集落がめざす方向性と指針の部分を抜粋し掲載いたします。世界遺産を「守り、暮らし、活かし、つなぐ」前向きな取り組みを頑張ってください。 [文責: 和田]

保存と活用の礎「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」

会議を重ねる中で、先人が創り上げた住民憲章の偉大さを再確認しました。これは37年たった今も、私たちに揺るぎない指針を与え、守り続けている憲章なのです。その要旨は、以下の通りです。

「売らない・貸さない・こわさない」の3原則を守る。(外部資本でなく住民主導で)
自然環境を守る。(周りの自然と農山村の景観があるからこそ、合掌が活きる)
合掌家屋を守る。(村の宝としてみんなで守る、火の用心)
風習を守る。(祭りなどの行事、風習、郷土芸能を守ることは住民のきずなを深める)

荻町集落がめざす方向

荻町住民が世界遺産の永続的な継承を目指すために、その礎となった「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」を遵守する立場に立ち、以下の方向性と指針を提唱します。

検討住民会議が提唱する方向

荻町集落は、世界の宝、未来の子や孫たちの宝であることを自覚し、世界遺産としての合掌家屋と農山村の景観保全に努めます。
世界遺産の地に生活できることを誇りに思い、結の精神の根付いたコミュニティの継続と、景観保全と生活の調和を図る手立てを考えます。
保存があつての活用であるという立場にたち、世界遺産としての質の高い観光のあり方を目指します。

それを具現化する7つの指針

農地の保全に努めるとともに、それを支援するシステム(助成制度、販売ルートの開拓、地産地消の促進等)を構築する。

合掌家屋の落屋の拡大や一般家屋・倉庫の拡張が合掌集落の景観を阻害している現状を真剣に捉え、景観に配慮した居住空間の確保と集落外に移動可能な物件の見極め等を行い、建て詰まり問題の解消にむけた取り組みを行う。

世界遺産としての質の高い観光と景観保全、住民生活の安全への配慮を目的とした観光車両の誘導方法（交通規制、駐車場問題、観光動線）について改善を図る。

結による屋根葺きが技術の伝承と住民のきずなを深める大切な役割を担っていることを理解し、住民の共同体としての結の継承に努める。

店舗の景観、地元ならではの土産物や料理、白川の素晴らしさを伝える使命感等、世界遺産にふさわしい質の高い観光を目指し、世界遺産を継承する誇りとおもてなしの心で観光客を迎え入れることができる体勢を整える。

世界遺産の意義、伝建制度の仕組み、荻町集落の歴史文化、住民憲章や守る会の取り組み等について村の全ての住民が積極的に学び、故郷の素晴らしさを再認識するとともに、国や外部支援者、訪れるお客様、次代を担う子どもたちへの情報発信に努める。

伝建制度を活かした合掌家屋や一般家屋の修理・修景に加え、新たな伝建物・環境物件の登録に積極的に協力するとともに、伝建地区外の景観を保持するための法制度や支援をお願いし、遺産の保全と価値のレベルアップに努める。

センガ岩倉庫の活用スタート！！……村が所有するセンガ岩倉庫の一部を、荻町区民が有料使用できることとなり、先月より活用が始まりました。対象物はトラクター・耕耘機・コンバイン・バインダー・ハーベスター等の農業機械、除雪機、自家用車（普通車・軽自動車）等です。期間は冬季（12月～3月）と夏季（4月～11月）に分割しその都度契約を更新します。なお倉庫の使用目的は、荻町集落の景観をよくすることにあります。建て詰まりとなっている集落内の倉庫の削減や外に放置してある機械・車両を減らして少しでも景観をよくすることに村も支援をということで実現しました。その趣旨を十分ご理解の上活用いただきたいと考えています。当面は守る会が運営を行うこととなりましたので、質問や要望等がありましたら、守る会委員または役員へご連絡ください。

12月14日に三村交流会が開催されました！！……世界遺産集落である荻町・菅沼・相倉の三集落の住民が集い交流する会が、「白川郷・五箇山を考えるシンポジウム」として菅沼（五箇山合掌の里）を会場に行われました。西村幸夫教授（東京大学先端科学技術研究センター）を座長に、各集落の保存会長に加え、白川村長・南砺市長、両県の県会議員に参加いただく中で、有意義な交流を行うことが出来ました。詳細につきましては、議事録を1月の定例会にて各組委員及び役員に配付いたしますのでぜひご覧ください。また、2月の広報「ねそ」にて概要を掲載いたします。

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

= 12月の活動報告 =

- 12月 1日 役員会
- 12月 7日 旧寺口家雪囲い作業
- 12月 7日 センガ岩倉庫冬季使用開始
- 12月 10日 定例会（15名）
- 12月 13日 ねそ12月号配付
- 12月 14日 三村交流会（菅沼にて）
- 12月 17日 荻町区中間会計監査
- 12月 18日 マスタープラン検討住民会議小委員会
- 12月 21日 荻町区大寄合

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容の説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。
(2月の定例会は10日を予定しています。)

1月の協議事項（現状変更申請に関わって）

次号に掲載いたします。